

## 貸借対照表の説明

### 資産

現在、県が所有している資産の状況を表しています。

#### ◎固定資産

##### ○有形固定資産

- ・事業用資産 県庁舎、総合庁舎、県営住宅、教育施設(県立高校等)など
- ・インフラ資産 県道、砂防施設、港湾施設、県営公園など
- ・物品 取得価額が100万円以上の機器など(美術品は300万円以上)

##### ○無形固定資産 ソフトウェアなど

##### ○投資その他の資産

- ・投資及び出資金 外郭団体等への出資金など
- ・投資損失引当金 市場価格のない投資及び出資金(連結対象団体に対するものに限る)について、実質価額が著しく低下した場合における取得価額との差額
- ・長期延滞債権 収入未済額のうち、前年度以前に調定したもの
- ・長期貸付金 翌々年度以降に償還期限が到来する貸付金
- ・基金 翌々年度以降に償還期限が到来する県債に係る減債基金、特定の目的ために設置された基金
- ・徴収不能引当金 長期貸付金、長期延滞債権に不納欠損率を乗じて算定したもの

#### ◎流動資産

##### ○現金預金 基準日に保有する現金預金

##### ○未収金 収入未済額のうち、当会計年度に調定されたもの

##### ○短期貸付金 翌年度に償還期限が到来する貸付金

##### ○基金 財政調整基金、翌年度に償還期限が到来する県債に係る減債基金

##### ○徴収不能引当金 短期貸付金、未収金に不納欠損率を乗じて算定したもの

### 負債

将来、県が負担する債務の状況を表しています。(将来世代の負担)

#### ◎固定負債

##### ○地方債 翌々年度以降に償還期限が到来する県債

##### ○長期未払金 債務負担行為などにより確定債務とみなされるもので、翌々年度以降に支出予定の額

##### ○退職手当引当金 県職員全員(当会計年度末に退職する職員は除く)が自己都合退職した場合に必要な退職手当支給額

##### ○損失補償等引当金 履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額

#### ◎流動負債

##### ○1年内償還予定地方債 翌年度に償還期限が到来する県債

##### ○未払金 支払義務が生じ、その金額が確定しているもので、翌年度に支出予定の額

##### ○賞与等引当金 翌年6月に支給する期末・勤勉手当に関して、支給対象期間6ヶ月(12月～5月)のうち、当会計年度支給対象期間4ヶ月分(12月～3月)に相当する額

##### ○預り金 基準日に保有する県営住宅などの敷金、歳計外現金など一時的に預かった金銭

### 純資産

「資産」から「負債」を差し引いた差額です。

県税、国からの補助金などの蓄積を表しています。(これまでの世代の負担)

#### ◎固定資産等形成分 資産形成のために充当した財源の蓄積で、純資産(将来の県民へ持ち越す財産)のうち、固定資産などの形で持ち越す額

#### ◎余剰分(不足分) 地方公共団体が使い果たすことができる資源の蓄積で、純資産のうち、金銭の形態で持ち越す金額(不足(金額がマイナス)の場合、お金を将来に持ち越すのではなく負担を持ち越すことを表している。)

(注) 1 資産項目と負債項目の固定・流動分類 1年基準で分類しています。

2 基準日 原則、年度末(3月31日)ですが、計数は出納整理期間(4月1日～5月31日)中の現金の受払いを反映させています。